



2021年5月21日

各 位

会 社 名 東洋製罐グループホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 大塚 一男
(コード番号 5901 東証第一部)
問 合 せ 先 総務部長 浅田 真一郎
(TEL 03-4514-2001)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第108回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更を附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会の招集および運営について、柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、取締役社長が支障ある場合に、代表取締役ではない取締役であっても、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い株主総会の招集権者および議長にあたるよう、現行定款第15条（招集権者および議長）の定めを変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長が支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の <u>代表取締役</u> がこれにあたる。	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長が支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の <u>取締役</u> がこれにあたる。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2021年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2021年6月25日（予定）

以 上